

## 会費規程（案）

制定 平成 25 年 11 月 27 日

### （目的）

第1条 この規程は、特定非営利活動法人 全国若者支援ネットワーク機構（以下、本機構）の定款に基づき、会費に関し、必要な事項を定めるものとする。

### （会費）

第2条 会員は、次の年会費を納入しなければならない。

正会員 一口 10,000円 / 一口以上

賛助会員 一口 20,000円 / 一口以上

特別会員 5,000円を上限とし、別に定めるものとする

### （会費の納期）

第3条 会員は、毎事業年度の4月末までに、年会費を納入しなければならない。但し、会員は、相当な事由をもって納期の変更について本機構に申し出ることができる。

### （中途入会の会費と納期）

第4条 事業年度の中途に入会した会員の当該事業年度の会費は、入会承認月が4月から9月までの場合は全額、入会承認月が10月から翌年3月までの場合は年会費の半額、とする。

### （会費の免除）

第5条 第2条にかかわらず会費を免除する場合は、理事会の決議を経なければならないものとする。

### （細則）

第6条 この規程の実施に必要な細則は、理事会の決議を経て定めるものとする。

### （改廃）

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

### 附則

1 この規程は、平成25年12月1日から施行する